## 令和6年度事業計画

## 1. 経済社会の動向

ウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会は緊迫の度合いを高めている。その中で日本経済は、賃上げ、設備投資、株価の水準が高まるなど 新たなステージへの移行の兆しが見られる。

一方で、物価や資材価格の上昇、大工不足の影響等により、新設住宅 着工の減少など木材需要を取り巻く環境の中で、追い風が吹いている国 産材利用拡大、非住宅建築物等の木造化、木質化などの動きを減速させ ないための活動が最も緊急かつ重要となっている。また、能登半島地震 からの復旧・復興を進めていくことも必要である。

これらに向けて、非住宅、中高層建築、外構などの分野への木材需要拡大策や花粉症対策のためのスギ材の需要拡大、JAS製材のサプライチェーンの構築を含む令和5年度補正予算、令和6年度予算・税制等を効果的に機能させることを含めて、木材需要拡大の加速化が必要である。

「森林・林業基本計画」では、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を目指すこととし、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがある。

森林環境税・森林環境譲与税の活用による効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策の展開と併せて国産材の安定供給体制の確立、木材需要拡大の施策の推進により「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用への取組を推進することが求められている。

## 2. 最近の木材産業の動向と課題

ロシア・ウクライナや中東情勢、円安、物価高等の影響が懸念される 中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、都市での木材需要の拡 大、木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組 むことが必要である。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献すること、 地域経済活性化の重要なファクターであることなどへの理解を広めるた め、具体的なデータの収集、分析を行うとともに耐火性能の向上等技術 的課題を克服し、「木材を優先する(ウッドファースト)街づくり」の流 れを更に前進させることが必要である。

令和5年の新設住宅着工は、持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、 全体で前年から4.6%減となる820千戸、うち木造住宅は前年から4.9%減と なる454千戸となった。木造率は55%と前年を1ポイント下回ることとなったが、 平成21年以降50%台が続く実績となった。脱炭素化、SDGsなどの観点から 木材利用に追い風が吹いている中で、住宅建築に関しては、木材利用が停 滞している状況にある。

住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が一定の広まりをみせてはいるものの、今後、地域材を活用した住宅建築のシェアを拡大するためには、地域における川上から川下までをつなぎ、需要に応じて低コストで安定供給できるサプライチェーンを確立することが課題となっている。

公共建築物等における木材利用については、「都市(まち)の木造化推進法」に基づく市町村方針は全体の94%の市町村で策定が行われており(令和5年9月末現在)、民間の公共施設、商業施設等を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められており、これらの部門における木造化、木質化は、林野庁の

非住宅向け助成事業の効果等もあり、各地での街づくり、商工業施設等への 木材利用にも大きく波及していくことが期待される。このため、JAS構造材等 求められる性能をしっかりと発揮できる国産材の供給体制を拡大していく必要 がある。

木材を使う街づくりへの取組、すなわち高齢者介護施設、学校、図書館などをはじめ、中高層建築、商工業施設の木造化、木質化、外構材など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及啓発等も更に推進していく必要がある

気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意 された2020年以降の温暖化対策の中でも森林整備が引き続き位置づけられ ている。

気候変動緩和への貢献が認められている伐採後の木材製品の利用が炭素を貯蔵する能力について、国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会に対するアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」については、令和7年4月の施行に向け、円滑な制度運 用に向けて取り組んでいく必要がある。

まず、川上の木材関連事業者として合法性が確認された木材以外は使わないこととし、木材関連事業者となっている建築関係者等の川下の関係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材について伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を図る運動を一層進めていく必要がある。

## 3. 事業計画の実効性の確保に向けて

事業計画を着実に実行するためには、県木連と地区木材組合(協同組合) との連携を一層強化し、更に、各地区における組合組織の活動を活発化し ていく中で、広域的課題と地域的課題のそれぞれに対する取組の強化に努 めるとともに、県・地方の行政機関はもちろんのこと、林業・木材産業、 木造住宅関係等関連団体や試験研究機関との連携をこれまで以上に強化 して、効果的、効率的、総合的に事業を推進していくものとする。

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業重点事項として取り組むものとする。

- I. 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する持続可能な 木材利用の推進
- Ⅱ、住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組
- Ⅲ、木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立
- Ⅳ. 安全・安心の木材利用・供給の推進
- V. 組織活動の活性化等の取組